

2015年7月15日

自由民主党 司法制度調査会会長 丸山 和也 殿
同会犯罪被害者等保護支援体制の一層の推進を図る
プロジェクトチーム座長 鳩山 邦夫 殿

加害者の出版から被害者と遺族を守る法制度を求める会

共同代表 土師 守
共同代表 後藤 啓二

犯罪被害者と遺族が加害者による出版物の刊行等により再度被害を受けることを
防止する法制度の整備を求める要望書

記

1 本年6月、1997年に神戸で発生した連続児童殺傷事件の加害者Aによる「絶歌」が太田出版から出版されました。本書には加害者による加害行為や被害者・遺族に関する記載が含まれ、被害者遺族は本書の発行により心臓を抉り取られるほどの苦痛を受け、現在もその苦しみが軽減することはありません。

本書のように殺人罪等重大な犯罪の加害者が、加害行為や被害者・遺族に関する記載を含めた手記等を出版することについては現在法律上制約がなく、加害者、出版会社により自由に行われている現状にあります。このような行為により被害者・遺族は、再び加害者により長い年月が経った後でも心をかき乱され、塗炭の苦しみにさいなまれることとなります。

このような加害者による出版行為につき何らの規制もしないまま放置するならば、本書の出版もそうであったように、かかる書籍の出版は加害者、出版社とも多額の利得を得ることができることから、本書と同様の書籍、あるいは映画等が次々と発行・制作されることが予測され、多くの被害者・遺族が加害者により再び塗炭の苦しみにさいなまされることとなります。

被害者・遺族に苦しみをもたらさないよう関係者の自制が期待できるならともかく、本書出版前の4月には元裁判官により本来非公表とされている審判決定全文が大手通信社記者に提供され、それを同記者が月刊誌に公表するという事案も現出しており、加害者はもちろん、元裁判官やマスコミ関係者、出版業界、書店業界、図書館関係者等に、被害者・遺族の心の平安、生活の平穏を確保するために自主的に適切な対応を期待することができる状況でないことは、誰の目にも明らかです。

したがって、被害者やその遺族が加害者の出版行為等により再度塗炭の苦しみに遭うことを防止するためには、法制度を整備する以外にとりうる方策がないことに疑問の余地はなく、法制度の整備が必要なことは明らかと考えます。

2 以上から、私どもは次の内容の法制度の整備を求めます。

(1) 出版物の刊行等による被害者・遺族の再度の被害の防止措置

○殺人罪その他の法律で定める重大犯罪の加害者が、その犯罪の被害者への加害行為又は被害者・遺族に関する記述を含む手記、小説等の出版、映画等の上映(「手記の出版等」という)、又はインターネット上での公表を行う場合は、被害者・遺族の蒙る被害を防止するため、被害者・遺族の事前の同意を得られた場合その他法律で定める事由が認められる場合でなければならない。

○出版・映画等の事業者は、前項に定める手記の出版等をする場合には、事前に被害者・遺族の意見を聴き、前項に定める事由が存するかどうか確認しなければならない。

(2) インターネットで閲覧できないための措置

(1)の手記等がインターネットで公表された場合には、プロバイダ事業者、検索サービス業者等関係事業者は直ちに削除、ブロッキング、検索結果として表示されないための措置を講じるものとする。

(3) 担保措置

加害者及び出版・映画等の事業者が、(1)に違反して手記の出版等又はインターネット上での公表をした場合について、罰則、利得の没収その他の有効な担保措置を設ける。

(4) その他

少年審判決定その他の司法関係資料についても上記に準じた対策を講じる。

なお、法制度の整備にあたっての基本的考え方は別紙のとおりです。

以上のとおり要望申し上げますので、何卒よろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。

本件お問い合わせ先

加害者の出版から被害者と遺族を守る法制度を求める会
共同代表 後藤 啓二(全国犯罪被害者の会(あすの会)幹事・弁護士)

東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4 階

NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 内

03-6434-5995 fax 03-6434-5996、info@thinkkids.jp

基本的考え方

○加害者や第三者の自由、利益よりも、被害者や遺族が加害者により犯罪後も心をかき乱され、塗炭の苦しみにさいなまれることのないようにすることが最も優先されるべき。

○守られるべきは、被害者や遺族の犠牲の上での①加害者の表現の自由、経済的利益の獲得の自由ではなく、②第三者である国民の好奇心や知る権利でもなく、被害者や遺族の心と生活の平穩。犯罪被害者等基本法6条は「国民は犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう十分配慮する」旨規定し、いわゆるリベンジポルノ被害防止法の目的は「個人の名誉及び私生活の平穩の侵害の発生またはその拡大の防止」とされ(1条)、被害者の名誉はもちろん、心の平穩なくして生活の平穩はないことから、被害者の心と生活の平穩は守られるべき法益であることはわが国では確立している。

○国民一般の表現行為の規制ではなく、凶悪犯罪の加害者による加害行為に関する表現の制限という極めて限定されたごく一部の規制であり、かつ、規制を受ける者は自らに被害者の命を奪ったという極めて重大な帰責事由があり、当然に受忍すべき規制である。

○憲法上の表現の自由も無制約でなく、公共の福祉に反しえないものであることは最高裁判決も認めるところであり、脅迫や名誉毀損、侮辱、児童ポルノ、リベンジポルノ、わいせつを内容とする表現行為は既に刑罰をもって禁止されている。かかる行為は被害者や遺族に塗炭の苦しみを与えるもので、刑法230条の名誉棄損罪、児童ポルノ・リベンジポルノ公表罪等にも比肩し、あるいはより重大な法益侵害行為である。加害者による被害者に対する再度の侵害で、被害者の心、生活の平穩を著しく害するという点で、強姦加害者による被害者を被写体とする児童ポルノやリベンジポルノの公表と類似する面を有するが、これらは処罰される行為とされている。

○被害者・遺族に苦しみを与えることのないよう関係者に自制が期待できるならともかく、本書出版前の4月には元裁判官により本来非公表とされている審判決定全文が大手通信社記者に提供され、それを同記者が月刊誌に公表するという事案も現出し、一部を除き書店や図書館で自由に販売、閲覧できるようにされており、加害者はもちろん、元裁判官やマスコミ関係者、出版業界、書店業界、図書館関係者等に、被害者・遺族の心の平安、生活の平穩を確保するために自主的に適切な対応を期待することができる状況でないことは明白であることから、被害者・遺族を守るためには法整備を行う以外にとるべき対策がない。

○(このような出版物の刊行が有用な場合があるという指摘に対しては)加害者の更生に向けた取組や刑事政策的な研究は、被害者や遺族の犠牲の上になされるもので

はなく、被害者遺族が苦しまない方法でなされるべきで、かかる理由により無制約の出版を正当化することはできない。

○加害者に犯罪行為を原因として利得を得ることは許されるべきでない。

○プロバイダ、検索サービス会社は児童ポルノ、リベンジポルノ等の違法有害情報について、削除、ブロッキング、検索結果が表示されないための措置を法律に基づき、あるいは自主的に取り組んでいるところであるが、インターネットで公表されることによる被害者やその遺族の蒙る被害が極めて甚大であることから、事業者がクレームや訴訟にわずらわされることなく適切に対応できるよう法律で根拠規定を設けることが必要。